

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

IT施策を加速させる情報戦略に取り組むための職員の職を新設するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年六月一日